

福祉安心電話サービス事業の会費納入に係る事務取扱要領（様式付き）

（目的）

第1条 この要領は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉安心電話サービス事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第17条に基づき、福祉安心電話サービス事業の会費の納入について必要な事項を定める。

（会費の額）

第2条 実施要綱第13条第1項に基づく額とする。

（納入対象）

第3条 市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）及び加入者とする。

（納入方法）

第4条 納付書もしくは口座振替により会費を納入する。

（納付書及び口座振替の使用区分）

第5条 納付書は、市町村社協が加入者等から会費を徴収して納入する場合に使用する。
2 口座振替は、市町村及び市町村社協の助成金等がない加入者が、口座振替を希望する場合に使用する。

（納入時期）

第6条 会費は、次の各号で定める期日に納入する。

- (1) 納付書による会費の納入時期は、毎年度、4月から9月分（以下、「上半期分」という。）を9月、10月から3月分（以下「下半期分」という。）を3月とする。ただし、特別な事情があるときは、市町村社協及び加入者が青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に申し出ることにより、納入時期を変更することができる。
- (2) 口座振替による会費の納入時期は、毎年度、上半期分を9月末日及び下半期分を3月末日とし、末日が金融機関窓口休業日のときは、その翌営業日とする。

（手数料）

第7条 納付書による納入は、所定の納付書の使用により振込の手数料を無料とする。
2 口座振替の手数料は、県社協が負担する。

(会費納入及び交付金交付の手続き)

- 第8条 県社協は、毎年度9月及び3月に、県社協から市町村社協へ加入者の会費の内訳を記載した福祉安心電話サービス事業会費内訳書(様式第1号)を送付する。
- 2 市町村社協は、福祉安心電話サービス事業会費内訳書により加入期間に応じた会費内訳を確認の上、加除訂正し、毎年度9月及び3月に、県社協に返送する。また、特別な事情により上半期分を下半期分と併せて3月に納入を希望する等の場合は、その旨を県社協に申し出する。
 - 3 県社協は、市町村社協から返送された福祉安心電話サービス事業会費内訳書を再確認して加除訂正の上、福祉安心電話サービス事業会費内訳書、福祉安心電話サービス事業会費請求書(様式第2号の①)及び納付書を市町村社協に送付する。また、口座振替を使用する加入者には、福祉安心電話サービス事業会費請求書(様式第2号の②)を送付する。
 - 4 口座振替を利用する加入者は、毎年度9月及び3月の各末日(末日が金融機関窓口休業日のときは、翌営業日)に会費を納入し、市町村社協は、納付書により原則として毎年度9月及び3月の末日までに会費を納入する。
 - 5 県社協は、口座振替を利用する加入者に、口座振替確認後、福祉安心電話サービス事業領収書(様式第3号)を送付する。
 - 6 口座振替不能となった加入者の会費は、市町村社協が徴収し、納付書により納入する。
 - 7 会費納入の確定後、県社協は市町村社協に交付金を交付する。

(その他)

- 第9条 県社協は、加入者が退会したときは、原則として退会届により口座振替を利用している加入者の口座振替を停止する。
- 2 納入時期の途中で退会するときは、市町村社協が加入者の状況に応じて、納付書により納入時期に合わせて会費を納入する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年9月18日から適用する。
(施行年度の特例措置)
- 2 第6条第1項第1号の定めにかかわらず、納付書による会費の納入時期は、平成24年度に限り、上半期分を10月末日までとする。
- 3 第6条第1項第2号の定めにかかわらず、口座振替による会費の納入時期は、平成24年度に限り、上半期分を10月末日とする。

(様式第1号)

出力日時 平成25年9月2日15時52分

福祉安心電話サービス事業会費内訳書

〇〇社会福祉協議会

平成25年度上半期 (4~9月)

No.	端末ID	氏名	4	5	6	7	8	9	計	口座振替
1	00000068	青森 太郎	1	1	1	1	1	1	6	○
2	00000078	弘前 一郎	2	2	2	2	2	2	6	
3	00001683	八戸 ハナコ	3	3	3	3	3	3	6	
4	00005693	黒石 三平	1	1	1	1	1	1	6	○
5	00007450	五所 川子	1	1	1	1	1	1	6	
6	00007857	和田 十湖	2	2	2	2	2	2	6	
7	00008041	三沢 むつ			2	2	2	2	4	
8	00008102	平川 オノエ					1	1	1	
小計	1号会員		3	3	3	3	4	4	20	
	2号会員		2	2	3	3	3	3	16	
	3号会員		1	1	1	1	1	1	6	
	4号会員		0						0	
合計			6	6	7	7	8	8	42	

合計月数		
請求予定額	1号会員	20,000
	2号会員	40,000
	3号会員	9,000
	4号会員	0
	合計	69,000
引落予定日(口座引落)		平成25年9月30日

(様式第2号の①)

福祉安心電話サービス事業会費請求書

平成 年 月 日

社会福祉法人〇〇社会福祉協議会 御中

平成25年度4月～9月分の会費を
下記の通り、ご請求申し上げます。

〒030-0822
青森市中央3丁目20-30
県民福祉プラザ2階
社会福祉法人青森県社会福祉協議会

ご請求金額 ￥ 67,000

会長 前田 保

電話： 017-723-1391

FAX： 017-723-1934

会員種別	金額
1号会員	18,000円
2号会員	40,000円
3号会員	9,000円
4号会員	円
備考	合計 67,000円

福祉安心電話サービス事業会費請求書

平成 年 月 日

青森 一男 様

平成25年度4月～9月分の会費を下記の通り、
ご請求申し上げます。

つきましては、指定口座をご確認の上、振替日
の前日までに請求金額を口座にご準備くださいま
すようお願い申し上げます。

〒030-0822

青森市中央3丁目20-30県民福祉プラザ2階

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

会 長 前 田 保

電 話：017-723-1391

FAX：017-723-1394

ご請求金額 ￥ 4000

振 替 日 平成25年9月30日

ご指定口座 個人情報保護のため、ご指定口座下3桁は+で表示しております。

金融機関名	青森銀行		
支店名	〇〇支店		
預金種目	普通預金	口座番号	123****
口座名義人	アオモリ イチオ		

	会員種別(号)	金額
平成25年4月分	1号会員	1000円
平成25年5月分	1号会員	1000円
平成25年6月分	1号会員	1000円
平成25年7月分	1号会員	1000円
平成25年8月分	1号会員	円
平成25年9月分	1号会員	円
備考	合 計	4000円

(様式第3号)

福祉安心電話サービス事業会費領収書

平成25年10月15日

青森 一男 様

〒030-0822

青森市中央3丁目20-30県民福祉プラザ2階

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

会 長 前 田 保

電 話：017-723-1391

FAX：017-723-1394

¥ 4,000円

但し、平成25年度4月～9月分の会費として
上記金額正に領収いたしました。

	会員種別(号)	金額
平成25年4月分		1000円
平成25年5月分		1000円
平成25年6月分		1000円
平成25年7月分		1000円
平成25年8月分		
平成25年9月分		
備考		合 計 4000円